

議案第 8 号

木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例制定について

木古内町中小企業振興融資条例（平成 14 年条例第 20 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 5 月 14 日 提出
木古内町長 鈴木 慎也

木古内町中小企業振興融資条例の一部を改正する条例

木古内町中小企業振興融資条例（平成14年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「84か月以内とする。」の次に「ただし、自然災害及び疫病等により運転資金の確保が困難な場合は、運転資金の融資期間を据置期間を含む84か月以内とし、24か月以内の据置期間を設けることができる。」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。